

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（第8回）

日時 令和8年6月25日（木）

場所 Web開催

○事務局（北嶋） これよりYouTube配信を開始いたします。配信をお願いいたします。

これより、山本委員長に進行をお願いいたします。山本先生、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 定刻となりましたので、ただいまより、第8回「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御参加いただきありがとうございます。

委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（北嶋） 社会・援護局障害保健福祉部企画課の専門官の北嶋です。

本日は御参加いただき、誠にありがとうございます。

本日、長島委員は御欠席です。

また、藤井委員は途中出席の予定です。

続きまして、前回の第7回専門委員会より、小澤温委員に代わり、立命館大学産業社会学部教授、田村和宏委員に御参画いただいております。御就任後、初めての公開議事の専門委員会となりますので、改めて御紹介いたしました。

また、本委員会の委員長代理に関しては、生田委員の退任後、不在となっておりますが、「設置要綱」の2の（3）の規定に基づき、前回の第7回専門委員会において委員長から藤井委員を御指名いただきました。

また、委員の御所属の変更に関しても御報告をいたします。宮島委員は本年5月末に日本テレビを退職されましたので、委員名簿を更新しております。

それでは、会議開催前に注意事項等のアナウンスをいたします。

本日はYouTube上でライブ配信を行っております。本会議はアーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能です。

議事録作成のため、事務局にて録音をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。議事録作成後に録音ファイルは消去いたします。なお、非公開議事に関しては、議事録を公開いたしません。

YouTube配信を御視聴の方におかれましては、配信画面あるいは内容を許可なく他のウ

ウェブサイトや著作物等へ転載することが禁止されておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、各委員からの御発言についてお願いがあります。御発言の際は、挙手あるいはZoomの「手を挙げる」機能を使用し、まずお名前を名乗っていただきますようお願いいたします。また、配信にて手話通訳及び要約筆記を行っているため、可能な限りゆっくり、分かりやすくお話しください。資料の記載内容について御発言される場合は、資料番号、記載ページ、内容の位置を御教示ください。なお、委員の皆様におかれましては、発言後はマイクのスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。円滑な会議運営に御協力をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。議事次第を御覧ください。本日の議事と資料一覧が記載されています。資料はお手元にございますでしょうか。

本日の公開議事の資料として、資料１－１「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報DB（障害福祉DB）の利用に関するガイドライン（案）」、１－２「障害福祉DBの利用に関するガイドラインの改正案について」がございます。本日、資料を画面表示して御説明いたしますが、適宜、事務局から送付しております資料もお手元で御参照いただければと存じます。御不明な点等ございましたら、会議のチャットに書いていただくか、御発言いただければと存じます。御不明な点はございませんでしょうか。

よろしければ、山本委員長に進行をお渡しさせていただきます。山本委員長、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 承知しました。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題１「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報DB（障害福祉DB）の利用に関するガイドラインの改正案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。

事務局からは今回障害福祉DBの利用に関するガイドラインの改正案について御説明を申し上げます。

資料１－１「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報DB（障害福祉DB）の利用に関するガイドライン（案）」がガイドラインの改正案の本体です。その改正内容の具体的な内容を御説明したのが資料１－２「障害福祉DBの利用に関するガイドラインの改正案について」です。今回は資料１－２を中心に御説明いたします。

資料 1－2 の 2 ページ、目次の部分ですが、改正案の概要、趣旨としては、利用者の利便性の向上の観点から、審査に係る手続きのうち簡素化が可能なものについての見直し及び表現の正確化・明確化など可読性向上のための見直しを行うこと、趣旨の 2 点目として、他の公的DB等との連結利用に際して、手続き・審査基準等に関して整合を図るため、先行するNDBのガイドラインの変更箇所について、同様の観点から見直しを行う、という趣旨になっております。

具体的な改正内容は、3 ページ以降になります。

3 ページを御覧ください。手続きの簡素化の観点からの改定です。研究の状況により公表先もしくは公表時期を変更する場合、従来であれば変更に係る手続きを行っていたところ、公表先や公表時期の変更が重なった場合、このような変更の手続きは研究者の負担の増加につながるといった観点から、公表先や公表時期の変更については変更の手続きを不要とする、という改定内容になります。

続きまして、4 ページ以降です。4 ページ以降は、NDBガイドライン第3.1版の変更に倣って、障害福祉DBのガイドラインも併せて改定を行うものです。

4 ページ、倫理審査委員会の審査が不要となる場合を明確化した改定です。提供申出者が公的機関または公的機関及び同機関からの委託を受けた者のみで政策活用を目的とする場合を除いては、倫理審査委員会の審査を受けるということで、公的機関の委託先の政策活用についても倫理審査委員会の審査を不要とすることを明確化したものです。

5 ページです。誓約書及び依頼書の提出期限の明確化です。従来のガイドラインにおいて、誓約書及び依頼書の提出期限は明確化されておりましたが、承諾通知書を受けた提供申出者は、必要な事項を記載したデータ提供の依頼書及び誓約書を提出すること、そのデータ提供の依頼書及び誓約書は、承諾から 1 年以内に提出するということを明記しております。

続きまして、6 ページです。上側になりますが、公表前確認依頼のメール送信を行う端末に関する安全管理上の注意の追記です。公表前確認の依頼を例えばメール等で行う際には専用の端末を使用することを推奨するものですが、通常の端末を使用する場合でも、ウイルス対策、セキュリティレベル等をしっかり確保していただいた上で、取扱者以外がアクセスできないような機密性を確保した端末を用いて取扱いに注意を払うこと、こういった安全管理上の注意を明記したものになります。

下側は、公表前確認依頼に関する注意の追加ですが、公表前確認に関しては事務局で一

定の時間を要するものであるため、特に多くの公表物確認を依頼する際には時間的な余裕を持って行うことを明確化したものです。

続きまして、7ページです。最小集計単位の原則における基準人口の明確化についてです。公表物の満たすべき基準として、最小集計単位の原則をガイドラインにおいて示しています。人口を基準にして、例えば人口2,000人未満の市町村のデータに関しては障害者及び障害児の数を表示しないなど、こういった人口を基準にしてのデータの表章について定めているものですが、この人口に関して、原則として、抽出対象期間における人口を基準とすることを明示化しております。

続きまして、8ページです。法令・契約違反の場合の措置において、利用を停止する対象を明確化したものです。提供者が障害福祉DBのデータ利用に際して、法令や契約違反等の疑いがあった場合、原則として利用停止を求めるもので、その際に下側の新旧対照表の新の方のii)にあります。別表の各号の要件に応じて、一定の期間または期間を定めずに、障害福祉DBデータ等の利用を停止するということで、利用を停止する対象を明確化した改定をしております。

最後、9ページです。その他、ガイドラインの改正の適用についてですが、今回御説明したガイドラインの改正内容に関しては、事務局としては令和8年8月24日からの施行を考えております。

その理由として、下の2つのポツで記載しておりますが、今回の改正内容は、手続きの簡素化、ガイドラインの記載内容の正確化・明確化を図るものであるため、特段の経過措置といったものは設けることなく、ガイドライン施行後における全ての障害福祉DBデータの提供申出や利用といったものに対して、本改正内容を適用することを考えております。

そして、提供申出を希望する提供申出者への影響を小さくする意味で、施行日は本年12月に開催される予定である個別審査の申出の締切日である令和8年10月23日の2か月前に設定しております。2か月前というのは、※に記載がありますが、申出の事前相談に関しては一般に1から2か月程度要するために、提供申出者への影響が最も小さくなるように考慮して2か月前と設定をして、ガイドラインの施行は令和8年の8月24日と設定したものです。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、あるいは資料に関しまして御質問、御意見

はありますか。いかがでしょうか。

どの点も合理的な改正ということで、お認めすることによろしいですか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、ガイドライン改正案を承認することいたします。

○事務局（北嶋） ありがとうございます。

○山本委員長 続いて、非公開議事に移ります。

事務局から配信に関するアナウンスをお願いいたします。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。

ここからは申出者の具体的な申請内容に基づき審査を行うため、非公開とさせていただきます。YouTube上でのライブ配信はここまでとさせていただきます。

本会議のアーカイブ配信は行いません。

本日は御視聴いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、ライブ配信の終了をお願いいたします。

(これ以降は非公開)

○山本委員長 それでは、審議事項は以上です。事務局、よろしいですか。

○事務局（北嶋） 結構でございます。

○山本委員長 それでは、以上をもちまして、第8回「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)